

平成24年第2回太良町議会（定例会第2回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成24年6月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成24年6月15日 9時30分			議長	末次利男
	閉会	平成24年6月15日 13時41分			議長	末次利男
応（不応） 招議員及び	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名 欠員1名	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	見陣 泰幸	出
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	6番	平古場公子	7番	牟田 則雄	8番	川下 武則
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 針 長 俊 英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	岩 島 正 昭	環境水道課長	土 井 秀 文		
	副 町 長	永 淵 孝 幸	農林水産課長	新 宮 善 一 郎		
	教 育 長	陣 内 碩 泰	税 務 課 長	藤 木 修		
	総 務 課 長	毎 原 哲 也	建 設 課 長	川 崎 義 秋		
	企画商工課長	松 本 太	会 計 管 理 者	高 田 由 夫		
	財 政 課 長	大 串 君 義	学 校 教 育 課 長	野 口 士 郎		
	町民福祉課長	桑 原 達 彦	太良病院事務長	井 田 光 寛		
健康増進課長	田 中 久 秋					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成24年6月15日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 報告第1号 平成23年度太良町一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第2 議案第36号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第3 議案第37号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第4 議案第38号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第5 議案第39号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第6 議案第40号 太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7 議案第41号 太良町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8 議案第42号 佐賀縣市町総合事務組合理約の変更に係る協議について
日程第9 議案第43号 平成24年度太良町一般会計補正予算（第1号）について
日程第10 議案第44号 平成24年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
て
日程第11 議案第45号 平成24年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第12 閉会中の付託事件について
（追加日程）
日程第13 議会運営委員の欠員補充の選任について
日程第14 選挙第1号 太良町選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第15 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について
日程第16 意見書第2号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出について
日程第17 川下武則君の議会運営委員の辞任について
日程第18 議会運営委員の欠員補充の選任について

午前9時30分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表どおり進めます。

日程第1 報告第1号

○議長（末次利男君）

日程第1. 報告第1号 平成23年度太良町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

大浦小学校を先日視察させてもらいましたけど、図面をもらいまして、1つちょっと気になったことがございましたので、お伺いしておきます。

それは、職員室と事務室が1つの部屋になっているということでございます。以前は別になっていたと思うんですけど、一応どういった経緯で1つの部屋にされたというのか、その辺わかれば説明してもらえますでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

基本的には、現状では別で行っておるわけですけど、一体化というようなところでですね、経費節減等も含めたところで、学校現場のほうではそういった流れで共有をしていただくと、先生たちと連携も含めてですね。ただ、今後の運営に当たっては、途中、仕切りとか、簡易的なですね、そういった形状といいますか、そういったことで対応をしていただくということで進めさせていただいたところでございます。

以上です。

○1番（田川 浩君）

わかりました。これから、そしたら仕切りとかで対応されるということですね。ちょっと、私も一緒のフロアがいいのか、別のフロアがいいのか、ちょっとわかりませんが、現場の職員さんなり事務員さんが使い勝手がいいようなふうになればいいと思いますので、そこはよろしく願いしておきます。

以上であります。

○9番（見陣泰幸君）

同じ小学校のコミュニティーホールですね、コミュニティーホールの廊下側と言えばよかったですかね、職員室側のほうですね、あれの間仕切りが、ちょっと見ればアコーディオンカーテンかなって、何ですのかなという気がしたんですけど、そこら辺はどうなっておりますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃったのは、職員室と、入ってから右側のほう、正面入って右側のところだと思いますけど、基本的にコミュニティーホールの仕切りについては、ドア式というか、はめ込み式な、移動用の形で1つの部屋を仕切ると、アコーディオンではありませんので、そういったことで移動式の、どういう表現をしたらいいのかわかりませんが、はめ込んでいくというような形になります。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

ちょっと例をとれば、ホテルか何かで部屋を仕切るあれですかね、簡単に、ちょっと言えば右から左に移動されるような形をとるということですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりです。スライド式的に、ホテルさんで使用されているような形で仕切っていくというような形になります。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

ちょっとトイレの件についてお尋ねいたしたいんですが、トイレの数が5つあったんですが、トイレが和式が3つ、洋式が2つ、これは今現在、家庭でも洋式を使用されるところが多いと思うんですが、どうして和式が3つ、洋式が2つになされたのかですね、その辺を。使い勝手は子供たちがどうだのかですね、その辺伺いいたします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

御指摘がありましたことについては、内部で学校現場の校長先生、もう退職なさいましたですけど、学校現場の校長先生や先生方の声をお聞きして、現代的では今ウォシュレットとかいろんな、洋式的なのが多いんですけど、衛生上とか、やっぱり人がした後には座りたくないという子もおるとか、そういったことがありまして、38年の校長の経験上、洋式が2つで和式が3つというようなことで、今回対応させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

報告第1号 平成23年度太良町一般会計継続費繰越計算書の報告について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致、よって本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第36号

○議長（末次利男君）

日程第2. 議案第36号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第36号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致、よって本案は原案どおり承認することに決定をいたしました。

日程第3 議案第37号

○議長（末次利男君）

日程第3. 議案第37号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

健康増進課長のデビュー戦としてお伺いいたしますが、私も国保委員会の——このたびなりましたので——メンバーとして知っておくこともあろうかと思うんですが、この辺の改善点をわかりやすく説明していただきたいというふうに考えております。よろしく願います。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

具体的には、条例の附則第4項の読みかえ規定の内容となっております。国保の所得割を算定するときの所得に、譲渡所得の場合特別控除がございますけれども、それが東日本大震災で被災された方が、家屋の滅失により敷地を譲渡した場合の譲渡所得の特例というのがございますけれども、現行3年になっておりますけれども、それが震災のあった日から7年間というふうに延長されて、7年間の間に譲渡された場合の30,000千円の譲渡所得の控除というのがございます。一応期間が現行3年というのを7年間に延長したということでございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

同じことについてですが、これはあくまで被災された東北3県か、今回の被災された方がこちらに来て土地を取得されるとか、対象はあくまで被災者ということになると思うんですが、それでいいでしょうか、どうですか。

○健康増進課長（田中久秋君）

議員おっしゃるとおり、被災された方が太良町の国保に加入された場合に、国保税を算定するときの特別控除の適用が3年から7年になるということになります。

以上です。

○11番（坂口久信君）

今回は福島あたりが被災して、今後、ほかの地区あたりが被災された場合もこういう流れになっていくんですかね。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

今回の改正は、東日本大震災で被災された場合の特例ということで法が改正されておりますので、また新たに甚大な災害等が起きた場合に、そのときに法改正がされれば適用になると思います。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第37号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致、よって本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第38号

○議長（末次利男君）

日程第4．議案第38号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

21ページ、企画財政管理費のお見合い大作戦の委託料の減額ですが、安くできて大分PRもできたと思います。あちこちから皆さんも、太良町でこういうのがあるなということを経験で受けておられた方もたくさんおられると思いますが、この後の進捗は、10組できた後の状況はどのようになっているのか、どのように進んでいるのかお尋ねいたします。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

お見合い大作戦のその後の状況という質問でございますけれども、4月に1回、皆さんお寄りになられまして、一応情報交換をいたしております。これは担当、私、それから係長も入っております。その後の進捗状況ですけれども、ちょっとまだはっきりはわからないですけれども、二、三組はそのまま続いているという状況でございます。5月にも1回、皆さんでお会いされたという話を聞いておりますけれども、その後、どういうふうな状態になっているかは、うちのほうはちょっとまだわからない状況でございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

4月に二、三組続いておられる、5月にも寄られて状況はどうか把握しておられないということ、その辺はやっぱり情報は把握しとっていただきたいと思ひますし、また、これが今後どのような、今、4月が二、三組と言われたんですが、二、三組の方をどのような支援をしていかれるのかですね。本人たち同士の成り行きに任せるのか、町自体でも何か支援をされるのか、その辺をお伺いいたします。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

町といたしましては、今からのおつき合いをされることに関しては、特に関心——関心じゃないですけれども、うちのほうからいろいろ話をしたりとかということとはございません。一応情報のほうは知っていきたいと思ひます。

ただ、町長も以前申し上げましたように、カップルができればイベント的なものをやりたいと。それから、新婚旅行の補助をすとか、いろいろ言われていますので、もしカップルができれば、そういうふうな支援はしていくようになるかと思ひますけれども、現時点では余り騒いでもですね、せっかくなまくいっている方々が数組いらっしゃいますので、お互い仲よくしていただくために、余り騒動をせんごとしていきたいなと思ひております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

もちろん今言われたように、余り騒がなくてもいいと思ひますが、しかし、課としては進捗状況、だれがどのようなことをされているのか、課長か係長ぐらひは知っておくべきではなからうかと思ひますが、何でかというところ、これも公費を使った事業でございますので、その辺はやはり幾らかは課長あたりは知っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしておきます。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

議員言われるとおり、担当課としては情報は仕入れていって、どういうふうになるか温かく見守って、支援できるところはやっていきたいと思ひます。

以上です。

○8番（川下武則君）

関連ですけど、これをしてから町民さんのですよ、こういう部分に関していろいろ関心が非常に高まったという部分があって、今後は1年に一遍でも2年に一遍でもこういう企画の考えはないか、もし考えがあれば教えてもらえればというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

このようなイベントとか、こういう考えがあるかという質問ですけれども、今のところは特に考えてはおりません。ただ、やっぱり花嫁不足等ございますので、チャンスがあればこういう、何かいいことがあればそれは当然やっていきたいと思っておりますけれども、現在のところは次のこういう計画はございません。

以上です。

○6番（平古場公子君）

26ページの子宮頸がんのことで、ちょっとお尋ねをいたします。

佐賀県の平均接種率56%ということで、佐賀市が中学2年生だけを全額補助ということで87%、市としては50%台を切っているんですが、町としては三十何%、平均ですね。太良町の今平均接種率は何%ぐらいでしょうか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

済みません、子宮がんの検診……（「頸がん」と呼ぶ者あり）子宮頸がんですかね。あ、済みません。

23年度で対象者が333名のうち171名で、51.4%の受診率となっております。

以上です。

○6番（平古場公子君）

今は国が2分の1負担ということでやっておられますけど、今、国のほうでこれが定期的予防接種でできないかということが議論をされていると思うんですけど、そうなった場合、一時、町が全額負担をせんばいかんということだと思っておりますけど、このまま継続でずっと続けていかれるのか、そこのところをちょっとお尋ねいたします。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

今は任意の接種ということになっておりますけれども、今、定期接種にというふうな議論がなされておりますけど、定期接種となったら町が実施しなければならないということになりますので、ほかの例をとって、自己負担は取っておりませんので、そういう方向になるの

かなということは考えておりますけれども、今後、上司と相談しながら、一部負担については検討していきたいと考えております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

32ページの教育費、学校管理費のところでお尋ねしたいと思います。

委託料、多良中学校屋内運動場・武道場改築事業設計委託料10,000千円の減額なんです、以前から聞いておりました、6月から建設用道路の建設に入るということで聞いておりました。見てみましたところ、幾つか木が切られたりとかありますが、今後の進捗の予定と屋内運動場の発注の予定、大体いつごろを計画しておられるのか、お尋ねします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

多良中学校体育館・武道場改築工事の全体の今後の流れということで答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど議員おっしゃったように、6月1日から7月30日までが新設取り付け道路の工事ということになります。その後、既存体育館の解体につきましては、入札の発注については7月中旬ぐらいを見込んでおります。工期につきましては、体育館解体の入札発注が7月の中旬でございます。工期につきましては、夏休みに入りましてから8月いっぱいをと思っております。建設工事共同——JVのほうにまた工事をしていくということになってきますので、これについては、これも7月上旬から中旬ぐらいになるんじゃないかなと思っております。本体工事の発注につきましては8月中をめどに、で、9月議会で承認を得てということで、その体育館・武道場の工期につきましては、したがって約1年かかるということをお聞きしておりますので、9月下旬か10月上旬から1年——12カ月という流れになろうかと思っております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

本体工事は置いておきまして、この建設用道路、実際現場を見てみましたところ、大体推定200年ぐらいじゃなかろうかというイチョウの木が3本切られておりました。絶対切らなばいかんやったとかですね。それと、それにあわせて、今、プールの横にトイレ等があります。この道路を将来も使うわけですので、その道路をかなり有効に使うために、あそこのトイレあたりは残さずに別に置いて、真っすぐな建設用道路、先ではちゃんとした道路で使うわけですけど、そういった計画がなされないのか。もうイチョウの木は切っておりますので、やむを得ないということですが、トイレを何とかせんと、あそこだけ変になって、聞きますと、屋根をちょっと切つて残すとか、そういったことを聞くわけですね。これは見た目にも余りよくないなという感じがいたします。

それと、今切ったイチョウの木、当然腐れていくわけですけど、護岸のほうに行っています。それがやがては腐ったときに、じゃ、大水あたりで流れてきたときに影響がないのか、そこまで調査して切られたのか、そのトイレの問題と護岸の問題、2点をまずお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（野口士郎君）

護岸のほうについては、建設課長のほうにお願いしたいと思います。

トイレ自体、今、議員おっしゃったように、ちょっと変則的な取りつけというか、ちょうどトイレがプールの使用で使う、そして、少年野球とかグラウンド利用者が使うトイレということで、今、あそこにトイレが設置してあるわけですけど、当初、全協あたりで議員さん方にお諮りしたときに、体育館の1階部分にトイレをつけさせていただくということで、それとあわせたところで、もしそこができれば、そちらのほうでもお願いをせんといかんかなとか、いろいろ内部では協議をしておったわけですけど、現状を申し上げますと、トイレの部分が若干狭い取りつけになってきますけど、この辺は含めて上司とも協議をしながら、現状については、今、建設課のほうで道路を発注していただいておりますので、議員の御意見、御指摘ございましたけど、取りつけ道路、解体に伴う進入路ということで進めさせていただきたいと。その後また用途については協議をさせていただきたいとは思っております。

以上です。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

道路の工事につきましては、建設課のほうで委託を受けまして発注しております。概要を申し上げますと、町道栄町北町線から護岸を一部利用して、現在、体育館の前に体育倉庫がありますけど、そこまでの延長約86メートルを進入路ということで工事を発注しております。幅員は5メートルを確保しております。5メートルを確保したところ、護岸敷を利用して、現在のトイレにかからないぎりぎりのところで5メートル確保できたということでありまして、護岸敷とグラウンドとの高低差が約80センチぐらいありますので、町道のところからですね、起点のほうから約40メートルは護岸敷を一部利用いたしまして、護岸敷の高さで5メートルの道路をつくっていきます。その先のほうは、徐々にグラウンドのほうにすりつけていくということで計画をしております。5メートルを確保するとき、先ほど申し上げましたけど、トイレにはぎりぎりかからなくてよかったということと、グラウンドをなるべくつぶさないようにということで、40メートルぐらいは護岸敷を利用するような計画になっております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

これは以前、ほかの議員からも出ておったと思うんですけど、中学校のあそこは正門、校

門になっとなつてますよね。どうせ今、どうですか、倒してありますけど、その辺も含めながら、あそこが多良中学校の入り口ですよというシンボルになると思うんですよ。そうしたときに、やっぱり目の前に、ぼんと入った途端にああいったトイレが残っとなつちゃ、やっぱり見た目にも余りよくなかなと。じゃ、そいぎ、どこにつくろうかということは、プール内のシャワー一室あたりがどうなるかわかりませんが、そこか、もしくは北側の小学校側のプールのどこかを確保していただいて、何とかここをすらっときれいに見えるような、校門らしいようなという形で、ぜひやっていただきたいなというふうに思うわけですが、町長、その辺のお考えはどうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

まず、何十年、何百年となったイチョウの木を何で切ったかということからお話し申し上げますと、あれは護岸の中に根っこが入っているわけですね。で、あれがもしあのまま残しておいた場合に、台風が50メートル、60メートル来た場合は、ゆすって護岸が決壊するというのが1点ですよ。で、あれはもうこの際、土木事務所とも御相談して切らせていただいたということですね。

それと、もう1つは、果たして5メートルとれん場合は、護岸敷を利用してとれん場合はもうやむを得ないだろうと、便所の撤去はですね。で、撤去した場合はどこにつくるか。グラウンドの中につくるか、あるいは小学校の校門側につくるか。校門側につくった場合、またプールからの出入り等々がもろもろございまして、5メートルとれればいいんじゃないかということで、今現況のとおりやっているわけですが、あとは向こう側のほうに、一応道路をつくった場合に鉄棒がございまして。あの鉄棒も向こうに移さないかんわけですね、校舎側のほうに。だから、あそこら付近どうしてもスペースがとれないということで、とりあえずは今のままで5メートル確保ということで決定をしておりますけど、将来的に道路ができて、体育館ができて、どうしても便所がネックだなという場合はまたそのときに、どこに移転するか、できるだけ、プールのお便所ですから、小さな児童のお便所だから、それは中学校のほうのできた体育館までトイレへ行け云々はでけんけんですね、なるべく近くにやりたいというふうに思っております。

それと、今の状況は、小学校の校門はびしとやっておりますけど、中学校は議員おっしゃるとおり、どこにあるかわからんということですから、今度は正式に多良中学校の校門で、ここが校門だというふうなことをつくって、サインの計画は便所の横にありますけれども、あれを一部移動して、またフィルムをはがして、きれいに目立つようにしたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

済みません、お見合い大作戦のことに戻りますけど、この放送があったその後、何かうわさでは悪い苦情とか、ネットなんか載せてあるて、あくまでもうわさですけど、聞いたんですけど、そこら辺の情報はどうでしょうか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

悪いうわさとか、ネットとかという話ですけども、うちにも電話があつたりしたこともあります。でも、もう相手も名前も名乗らないしですね、ちょっとうちも取り合わなかったんですが、ネット上でも幾らか書き込みがあるようでございますので、2つ3つは把握をいたしているところでございます。でも、その辺はあくまでもうわさでして、根拠のないものですので、町としては特に、余り気にはしておりません。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

その出演者の個人名を書いた、何と言えいいですかね、批判の問題とかですね、いろいろ載っているといううわさを聞いたんですよ。個人さんたちとそういう話し合う機会がもし持てれば、そこら辺もちょっと1回聞いていただければ助かると思うんですけど、どうでしょうか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えします。

出演者に対して聞くということですかね。一応、連絡等はうちの担当のほうも常々とり合っておりますので、何かそういうことがあれば聞いてみたいと思います。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

私がそういうことを言う立場じゃないんですけど、そういう出演された個人さん一人一人の意見を聞いていただいて、もしそういうことがあれば、その後のケアなんかも協力なりしてほしいと思うんですけど、自分がこういうことを言う立場じゃないんですけど、そこら辺をお願いできますか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えします。

議員言われるように、せっかく出演をされてうまくいっている方もいらっしゃいます。いろいろ当人さんたちが傷ついたりないように、町でできることはバックアップしていきたいと思えます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

23ページの目の4番、心身障害者福祉総務費の多目的トイレですかね、昨年新設していた

だきましたけど、あのトイレを見たら、多目的トイレでいいのかですね、ドアをあけたらすべて中がそのまま見えるようになっていると思うんですよ。そこら辺、ちょっと何か苦情が出ていないのかですね、あのままでいいのか、ちょっとお尋ねします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今現在のところ、特に苦情等については、こちらの耳に入ってきておりません。オープン形式のような形で、扉をあけたらオープン形式になっている部分については、車いす等身障者の方等、体が不自由な方が動きやすいようにオープン形式になっている、そういうのを目的に対応するトイレということで設置をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

多目的トイレですので、普通の方も利用されると思うんですよ。普通の方が、ちょくちょくはないでしょうけど、利用された場合、そういう身障者の方がちょっと利用したいなというとき詰まっていたりですね、そういうことも考えられなくもないと思うんですよ。難しい問題とは思いますが、何かカーテンをあけたときに、かぎがかかりはするんですけど、そういうときに何か中が見えないとか、一応ワンクッション置くカーテンなんかつけられないものかですね、そこら辺は今後検討課題としてお願いできないでしょうか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今までの一般の身障者用トイレ、今回、多目的トイレということで、オストメイト対応のトイレを設置させていただいたわけですが、普通の今までの身障者トイレにつきましても、一般の方は利用できるのがほとんどでございます。身障者専用というトイレは多分ほとんどないと思います。それで、だれが身障者か、身障者じゃないかということで判定する方もその現場にはおられませんので、それは使っていただく方々のモラルをお願いするしかないと思っています。それで、部屋の中にカーテン云々とかなりますと、体が不自由な方が入られて、逆にそのカーテンがあることによって空間をうまく利用できないというふうなことになりますので、あくまでも多目的トイレということで広範に使っていただいて、身障者に十分使いやすいようなトイレとして設置しておりますので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

○9番（見陣泰幸君）

確かに課長言われるように、どういうふうにするかは難しいと思います。ただ、今後検討材料として、利用者の方の意見等も聞ける時間があれば、そういう機会があれば、そういう方たちの意見も聞いて、何か対応できれば対応していただきたいと思います。どうでしょうか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

もちろん、使っていただく方の御意見とか御意向を優先してやるべきだと思います。原則、体が不自由な方がですね、特にオストメイト対応トイレでございますので、その方たちの一番使い勝手のいいような方向で御意見を伺って、そしてまた、一般の方もなるべく使いやすいような形で、そういう意見をお聞きしながら運用をやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（平古場公子君）

25ページの放課後児童健全育成事業指導員賃金とありますけど、これは何時から何時まで、何名の方が携わっておられるのか、お尋ねいたします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今現在、指導者が7名でございます。時間については、放課後から6時ぐらい——ちょっと済みません。はっきり時間は、今ちょっとメモがありませんが、放課後から5時半だと思っております。

済みません、以上でございます。

○6番（平古場公子君）

確かに5時半までなんです。そしたら、町内に働いておられる保護者の方は間に合うんですけど、町外で、特に看護師さんなんかですね、母子家庭で働いておられる方がどうしても、幾ら急いでも間に合わんということで、1人外で待っていたり、そして、うちに1人で帰ったりしている子供がいるということで、夏場はいいんですけど、冬場が暗いから心配で、どうにかならんでしょうかということをよく相談を受けております。保育園は6時とか7時まで預かってもらえますけど、そういったところをもう半時間延ばして、賃金はちょっと上げてでもいいから延ばして、せめて6時ぐらいまでに検討できないでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

1年生から3年生までの低学年が対象でございますので、子供たちがまだ残っている中で、指導者の方が早く帰ってしまうということは、まずございません。それで、どうしても残っている子供がいた場合は、その親御さんあたりに連絡をするようにということで指導はいたしております。それで、時間延長については、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

26ページ、予防費の施設接種委託料の減額理由は何でしょうか。

○健康増進課長（田中久秋君）

施設接種委託料の減額ですけれども、これはもう実績に基づいた不用額の減でございます。以上です。

○10番（久保繁幸君）

23年度当初が13,560千円の予算で、実績で6,230千円が余ったということで、また今年度予算が14,123千円立てておられるのはどういう見込みなのか、その辺をお伺いいたします。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

ちょっと年度は忘れましたが、以前、日本脳炎の予防接種が一時期中止された時期があったということで、また今再開されておりますけれども、その間、予防接種を受けられなかった方が、20歳までやったですかね、期間がありますので、その間受けられていなかった方が受けられるように、一応予算的には確保して対応をしているということでございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

施設接種、これは日本脳炎のほかにどういうふうな種類の接種があるんですかね。日本脳炎のみですか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

施設接種については、BCG、三種混合、日本脳炎、MRI、あと、麻疹、風疹、インフルエンザ、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用ワクチン等、今、結構県広域化で県内どこでも受けられるような形に、種目は限定されますけれども、広範囲で施設接種を受けられるようになっております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第38号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致、よって本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第39号

○議長（末次利男君）

日程第5．議案第39号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第39号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致、よって本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第40号

○議長（末次利男君）

日程第6．議案第40号 太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

まず、住民基本台帳に登録されるためには、その条件はどのような条件を満たせば登録できるのか。外国人登録法を見れば書いてあると思うんですが、簡単に、太良町の住民台帳に登録されるためには、帰化が必要なのか、永住権が必要なのか、就労ビザでいいのか、そこら辺の条件はどのようなことになっているか、お尋ねします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今現在、まず、外国人登録法によって登録をされている方は、今回、法の改正によって住民基本台帳に登録をされるということですが、その対象者につきましては、3カ月以上日本に在留をされている中長期在留者ということで、在留カードを持っておられる方、3カ月以上日本に滞在をされている方、それと特別永住者ですね、戦後、そのまま日本の国籍を持っておって、サンフランシスコ講和条約のときに日本国籍でなくなったけれども、日本にずっと住んでいいですよという特別永住者の方ですね、基本的にはその2点でございます。あとは一時的に国が庇護の許可を、仮滞在者を認めた者、あるいは出生との関係で国が

特別に認めたものがございます。基本的に言いますと、3カ月以上の在留カードを持っておられる方、そして特別永住者の方がほとんどでございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

就労ビザとか、留学ビザでも3カ月以上になりますね。就労ビザは大体6カ月更新になつてでしょう。そいぎ、そういう人たちもこれは登録できるということですか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

はい、3カ月以上の在留カードをお持ちの方は、住民基本台帳に登録をするということ、今まで外国人登録という制度そのものがなくなるということでございますので、住民基本台帳に一本化されるということでございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

それと、対照表の中の一番表の改正後という、1番——2番のちょっと上のところで、「一部を組み合わせたものを除く。）」になっているんですが、これは、後ろ括弧はあって、前括弧がどこからこれは読んで理解するのがいいのか、前括弧はどこになっているのか。

それと、片仮名、平仮名のところでもいいのか悪いのか、漢字だけじゃなかったらだめなのか、平仮名、片仮名でも大丈夫になったのか、このところのかぎ括弧のところはちょっと、どこから始まるとるかわからんもんでですよ、前のほうの括弧が、多分これは抜けているのか、必要ないのか、ちょっとこれを理解するためには、どこからこの括弧が始まっておるのか、ちょっとわからんもんで、そこら辺と両方あわせて答弁をお願いします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今、新旧対照表の第5条の第2項第1号の御質問だと思いますが、1号の一番後ろの丸括弧ですね、一番後ろの「く。」の丸括弧の先頭の丸括弧は、3行目の「漢字」の前の丸括弧でございます。（「下から3行目」と呼ぶ者あり）上から3行目ですね。「（漢字、平仮名」てありますが、読みますと、第5条第2項第1号で、「住民基本台帳に記録されている氏名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの」の後の括弧でございます。この括弧が一番最後の括弧に対応する分でございます。それで、次の行の「（法第30条」というところの「法」の前の丸括弧の閉める丸括弧は、次の行の「以下、同じ。」の後に閉める丸括弧になります。条例上、法の規定すべきは、途中で例外をする分はずっと説明を要するというふうになっていますので、そういうふうな、ちょっと技術的なものがございます。

それと、あと、登録される分は、基本的に漢字語圏の方は漢字で、外国人登録の場合は基

本的にローマ字が原則と。漢字圏の方は漢字でも結構だということになっております。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

その対象者は今どれくらいいらっしゃいますんですかね、町内には。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

今年5月24日現在で、43名の方が対象者でございます。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

対象者は43名、3カ月と特別永住者分けてはどんな数字になっておりますか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

特別永住者は2名でございます。それ以外は、41名の方は3カ月以上の在留者でございます。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第40号 太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致、よって本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第41号

○議長（末次利男君）

日程第7. 議案第41号 太良町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（川下武則君）

ちょっとよくわからんとぼってんですよ、基本的に住民基本台帳法にのせるということは、どういうふうに、今までと極端にこういうふうになるんだという、そこら辺をちょっと説明が、教えてもらえば非常に助かるんですけど、いかがでしょうか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今回の外国人登録法の廃止に伴う住民基本台帳法の改正の内容でございますが、背景としては、外国人の方が日本へ在留される人がふえてきて、外国人に対しても行政の基本的なサービスを、日本国籍の方とできるだけ同等な形で行政サービスを提供すべきだという考え方が背景でございます。

それで、今まで住民基本台帳法と外国人登録法と2つ法律があつて、その2つで我々も管理をしていたわけですが、ですから、住民票を申請されたら別々にですね、同じ世帯で外国人の方と日本人がおられても、別々の世帯票を出しておりました。今回、改正になりますと、1つの世帯で、その中に外国人もおられれば日本人もおられるということで、私どもの業務の管理上も効率化が図られます。

それと、外国人の方が何か資格とか、在留資格とか、いろんな変更点があつた場合は、国の機関のほうに佐賀まで出向いて登録を変更されて、そしてまた町のほうに来られて登録変更されるという二重の手間がかかつていた分を、1回の、佐賀のほうで外国人の関係の登録変更されたら、それが市町村に送られてくるということで、実際、外国人の方も両方の役所に出向いて手続をしないでいいというような形になります。ですから、外国人の方も、我々行政としても、効率化が図られるというのが第一の目的でございます。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

何となく言われておることはわかるんですけど、要は、これをこういうふうになつたからといって、まず、よくお相撲さんあたりが日本の国籍を取つたとか、有したとか、帰化したとかという話もいろいろあつとばつてんが、それとはまた全然違ふ、ただ、今まで以上により住民サービスができるとか、そういう部分ですかね。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

議員御指摘のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第41号 太良町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（末次利男君）

満場一致、よって本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第42号

○議長（末次利男君）

日程第8. 議案第42号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第42号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について、本案に賛成の方、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（末次利男君）

満場一致、よって本案は原案どおり可決されました。

質疑の途中ですが、暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第9 議案第43号

○議長（末次利男君）

日程第9. 議案第43号 平成24年度太良町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

5ページの債務負担行為補正ということで、図書館システム共同調達費が上がっていますけど、これは県とか白石、江北、太良町の共同システムということですけど、具体的に言

うとどういうシステムなのかというのを説明してもらえますでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

このシステムにつきましては、県の県立図書館が主体となったところの、県立図書館自体もちょうど移行期間に来ておりまして、そこに合わせたところで、システム自体でしたら、補修とかメンテとかすべて含めたところの共同で利用するという移行システムでございます。

○1番（田川 浩君）

そしたら、具体的に言うと、今の太良の大橋記念図書館は、図書館のホームページ上で蔵書検索とかできますよね。イメージとしては、これができると、例えばそういったところで一緒に県立図書館の蔵書とかも検索できるとか、ほかの白石とか江北の蔵書も一緒に検索できるとか、そういったイメージになるんでしょうかね、最終的には。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

利用者の利用範囲が拡大するというところで、今議員おっしゃったとおり県立図書館の分も蔵書の確認とかできるというようなことになります。

以上です。

○1番（田川 浩君）

これ、説明のところをしてみますと、白石、江北、太良は入っていますが、それ以外は県と、その3町入っているみたいですが、それ以外が入っていないのはどういった理由だったのかというのは、わかりましたら教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、県と太良、白石、江北が今回この共同システムに同調しているわけですけど、ほかの市町の状況を見ますと、契約を結んだばかりとか、ちょうど移行期間で次回には参加したいとか、そういう中途解約、各市町が契約破棄のような状況になりますので、そのほとんどの多くの市町がここに乗りかかりたいけど、要するに経費節減ですね、コスト削減、各市町を含めて、そういったことで次回は参加したいという市町が大半でございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

20ページの3目、農業振興費ですが、この報償費の中に120千円入っているんですが、これはどういう人材で、何人で、年間どういう頻度でこれを計画されているのか、お尋ねします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

これは、人・農地プラン作成事業というようなことで国の交付金が10分の10、100%参ります。それを活用いたしまして、人・農地プランの原案作成事務というようなことで平均の単価を2,125円に設定いたしまして、延べ人数、農政係ですので4名、延べ人数を176時間というようなことで、374千円今回予算の計上をお願いしたところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

申しわけございませんでした。人・農地プラン検討会委員報償金というようなことで、4千円掛ける10名、3回開催を予定いたしております。人・農地プランの原案を検討していただいて、最終的にプランをまとめていただくというようなことで、全員で多良地区11名、大浦地区11名となりますが、1名は公務員というようなことで、10名の報償金を計上いたしております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

どういう人かというのを最初に尋ねたと思うんですが、どういう役割をされている方をこれに充てているのか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

農協の理事さん、それから農協女性部の方、それから太良町の農業委員会の委員さん、それと多良、北多良、大浦土地改良区の理事長さん、それから、多良、大浦の各地区の生産組合の会長さん、それから、女性農村アドバイザーの方とか、大規模農家法人経営者、それと議会からと町から1人ずつというような構成になっております。

以上です。

○8番（川下武則君）

9ページの農林水産業費県補助金の件なんですけれども、戸別所得補償の492千円なんですけど、今、政府が農業所得補償ということでやっておりますけれども、この492千円はどの部分に補償されたんでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

戸別所得補償制度普及推進事業費というようなことで、先ほど牟田議員のほうに御説明をいたしましたとおり、職員のプラン作成の時間外手当といたしまして374千円、それから人・農地プラン検討会委員報償金というようなことで120千円、そちらのほうに全額当たっております。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

先ほど田川議員の図書館のシステムについてなんですが、24年度から30年度まで8,844千円ということは、年間に直しますと1,263千円ぐらいになるんですが、今、答弁では利用者の図書拡大につながるという答弁でありましたけど、今、1年間で1,263千円、それを果たして図書館利用者に百二十数万円を出してメリットというか、それよりも図書を購入する方法もあるのではないかと思うんですが、7年間契約されておりますが、その辺のメリットは図書の拡大ということで、デメリットというのは何か考えられますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

デメリットといいますか、現状の機器の図書館システムの対応については、もう部品の調達も困難だというようなこともございまして、たまたまこういった県との共同化のお話がありまして、補修、メンテ、すべて含めたところということで、今までのを更新していく分が負担がかかるということになります。一応、8,844千円となっておりますけど、これは今後入札で一応もっと落ちてくるということになりますので、今後、何といいますか、本を購入してという言葉もありますけど、相互貸借の利用を幅広く、よそとの連携も含めてメリットの分が多いということで判断したところでございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

今、図書利用者は年間何人ぐらいなのか。それと、入札で落ちるということはどういうことですかね。これが8,844千円、これは毎年入札ですか。今後、もうこれで契約されているんでしょう。それが入札で落ちるといいますか、また入札があるわけですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

金額が発生しますのは25年度からでございます。経費負担は25年度から発生します。今年度につきましては、県のICT推進機構のほうで一括で入札をしますので、議会の承認を得て県立図書館、白石、江北、太良、そこから入札をします。一応見込みでこれぐらいかかるということでございます。したがって、一番マックスのところに来ておりますので、これからまた減になるということになります。

平成23年度ですけど、年間来館者が1万341名でございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

12ページなんですが、総務費の中で、交通安全対策費補正73千円とあります。この内訳はどういったことなんでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは、交通指導員さんが今まで18名しかいらっしやらなかったんですけども、1名増員になりまして、19名となって、その年間の報酬の額であります。

○3番（所賀 廣君）

この交通指導員さんですね、恐らく多良校区、大浦校区に分けて、その地区別に何名というふうなことでやっておられると思いますけど、皆さんだんだんだんだんやっばり年とっていくわけですし、今、交代要員を探すという作業もなかなか大変なようです。この辺の人員選別といいますか、選ぶに当たっては、すべてその地区地区にお任せしておられますか。それとも、今後行政側としても何か関与していく必要があるというふうにお考えですか、この人選についてですね。それと、人間の数、18名が1名ふえたということですけど、果たしてそれでいいのかどうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

この交通安全指導員さんの定員が20名ということで要綱で決まっているわけですが、そのうち19名がいらっしやって、1名が欠員の状況なんですね。それで、その選ぶというのは、現在のところは今やめられたところの方の部落に再度だれかを推薦してくださいという形でお願いをしておるということです。

これを行政のほうで何か別に考えているというのは、ちょっと今のところは考えていないわけですけども、比較的交通量が多い地区の方を重点的に、そこのほうから出していただいたほうがよろしいのではないかなというのは課内では話しております。

○3番（所賀 廣君）

交通指導員さんとあわせて、我々議員も春秋ですかね、2回立ち番に出ましようというふうなことでやっておりますけど、1年を通じて指導員さんはそういった立っての指導というのをやっておられますか。交通整理も含めてですけど。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

済みません、その資料を今手元に持ち合わせておりませんが、先ほどおっしゃったように年2回、春と秋があるわけですが、交通安全運動というのは年4回、春夏秋冬やっております。最低でも4回は出ておられるということなんですけど、それ以外に十夜市とか、ああいうイベントをやるときに主催者側から要請があったら会長に伺って、出させていただきますかということで、いいですよということになりますので、そういうイベントが年間どれぐらいあるかということなんですけども、ちょっとはつきりは言えませんが、結構、太良町挙げてのイベントがあるときには必ず出ているということでございます。

○9番（見陣泰幸君）

16ページの総合福祉保健センター管理費で、健康器具購入のため400千円としてありますけど、この健康器具の種類はどういったものなのか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

今現在、保健棟のところに器具を置いておりますけれども、その中にエルゴメーターといって自転車をこぐ機械ですね、あそこが平成11年にできておりますけれども、その当時に購入しております、もう13年経過しております。大体、耐用年数が6年ぐらいでしたので、ずっと修理修理で来ておりましたけれども、もう全然使用不能ということですので、今回補正で2台購入するようにお願いをしております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

総合的にですけど、利用者あたりが年間どれくらいいらっしゃるのか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

利用者ですけれども、平成23年度で7,198名ということになっております。22年度が8,172名でございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

使えないものはかえなきゃいけないと思うんですけど、ほかの備品もあると思うんですが、そこら辺ではどうですか。今後、やっぱり頻繁にかえる時期が来ているのか、まだまだなのか、そこら辺はどうでしょう。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

当初購入した分からずっと修理修理で対応してきておりますので、今後、また買いかえの時期は近いうちに来るかと考えております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

15ページの心身障害者福祉総務費の障害児支援システム導入委託料なんですけど、これは財源としては県が100%持つということで説明がありましたけど、この支援システム、どのようなシステムの導入なのか、お尋ねいたします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

この件につきましては、24年の4月から障害児の通園施設への通所支援という障害児福祉

の制度が県から市町に権限移譲でおりてきまして、実際、今現在、太良町には該当者はおられません。障害児施設に通園をされている方の通所の支援事業、障害者自立支援事業の中の支援事業を県から町へ権限移譲された分のサービスを提供する分のRKKコンピューターサービスの中の支援システムの設計でございます。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

20ページの、先ほど人・農地プランのところで質問があっていたようですが、私も一員なのですが、この人・農地プランのこういうものがありますよということを一一般の農家の方とか、そういう関係者あたりにどういうふうにして知らせようと思っておられるのか、我々も今から考えていかなければいけないこととは思いますが、執行部としては、今後どのような形でお知らせするようなことを考えていらっしゃいますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当然、広報等を通じて広く皆様にお知らせをいたしております。4月、5月の生産組合長会議の折に国の佐賀地域センターの担当の方もお招きいたしまして、説明会を行っております。随時説明会をするというようなことで、生産組合長会でもそういう該当の方がいらっしゃれば、農林水産課のほうに詳細についてお尋ねに来てくださいというようなことで推進をしているところでございます。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

生産組合と果樹関係ですね、それはほとんど一緒なんですけど、やっぱり生産農家の方、生産というか、果樹だけつくって水田のほうはつくっていない人もかなりいらっしゃると思うんですよ、太良の場合はですね。ですから、生産組合だけじゃなくてやっぱり果樹関係のほうにも連絡が行くような形をとっていただければ助かるんですけど、どうですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

その点につきましても、広く周知をするために広報、あるいは各戸回覧というような形で広報をいたしておりますので、今後も続けていきたいと考えております。

実際、各集落には今後の農業についてアンケートを今月末までにというふうなことで、アンケートを配付して行っておりますので、それができ次第、すぐにでも人・農地プランの原案の作成に努めていきたいと考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

24ページの橋梁に関連してですけれども、町内の橋あたりは全部調査されているのかどう

か。そして、その調査対象がどのくらいあるのか。商工会の前は改修というようなことでなされておりますけれども、それはいつから入るのか、お願いします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

町道の橋梁につきましては、平成20年度から21年度にかけて調査点検を行っております。そして、22年度から23年度にかけて長寿命化計画を策定しております。緊急に補修等を要する橋梁も幾つかございましたので、まず今年度に多良橋1号と嫁川橋2号、この2つの橋梁の補修を行うように考えております。来年度以降も順次、長寿命化計画に沿って補修等を進めていきたいと考えております。

○11番（坂口久信君）

順次、悪いところはしていくというようなことですが、まず、太良町の橋梁は小さいのを含めて全体的にどのくらいあるのか。そして、平成22年から23年度については1号、2号をやると、その後の計画等についてはどのように考えておられるのか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

町道にかかっている橋梁が119橋梁ございます。そして、健全度というのを指数であらわしたものがございます。それが長寿命化計画でございますけど、その中で、健全度が20未満というのがございまして、これが2橋梁、それと20から60未満、これが12橋梁、この14橋梁については補修等を要するということになっております。60以上から80未満、これが11橋梁、80以上が94橋梁となっております。

先ほども申しました14橋梁につきまして、計画に沿って進めていきたいと考えております。

○11番（坂口久信君）

各地区からいろんなそういう話があるのかどうかわかりませんが、そういう危ない部分については、こういう経済状況でもありますので、ぜひとも予算が許せば早目に対応して景気対策にもつなげていければと考えておりますけれども、どうでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

この橋梁の補修につきましては、社会資本整備総合交付金事業によって補修を行うように考えております。それで、今後、毎年2つから3つの橋梁について県のほうに予算要望をしていきたいと考えております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第43号 平成24年度太良町一般会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第44号

○議長（末次利男君）

日程第10. 議案第44号 平成24年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第44号 平成24年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第45号

○議長（末次利男君）

日程第11. 議案第45号 平成24年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

これは何ページでしょうかね、水道3、水質検査手数料の減額理由、今さっき簡水のところで言い忘れたんですけど、簡水にも関係すると思うんですが、手数料の減額等々はどういう理由でしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回入札をいたしまして、その入札残の減額でございます。

○10番（久保繁幸君）

これは何社で入札されていますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

10社の指名願の中から10社で入札を行っております。

○10番（久保繁幸君）

10社で267千円の減ということは、一番高いところとの違いが267千円あったということですよ。これは何項目の分ですかね、全項目、四十数項目ぐらいあるでしょうが、その辺をお願いいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

検査項目としましては、省略項目9項目、基準項目48項目、原水38項目、指標菌検査ということで4つの検査項目で入札を行っております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第45号 平成24年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 閉会中の付託事件について

○議長（末次利男君）

日程第12. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付いたしました別紙、付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔追加議案配付〕

○議長（末次利男君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

経済建設常任委員会において、副委員長の互選が行われ、その結果、副委員長に江口孝二君が互選された旨、報告がありました。

以上、報告を終わります。

日程第13 議会運営委員の欠員補充の選任について

○議長（末次利男君）

日程第13. 議会運営委員の欠員補充の選任についてを議題といたします。

本件は、故山口巖議員の逝去に伴い、議会運営委員会において定数の欠員が生じたことから、太良町議会委員会条例第6条第1項の規定により、江口孝二君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、江口孝二君を議会運営委員に補充選任することに決定いたしました。

日程第14 選挙第1号

○議長（末次利男君）

日程第14. 選挙第1号 太良町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

太良町選挙管理委員及び補充員の任期が7月3日をもって満了するので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、議会でこれを選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に平川清太君、巨瀬エイ子君、山田佳子君、井手カツ子君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長より指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました平川清太君、巨瀬エイ子君、山田佳子君、井手カツ子君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には中島末博君、小川のち子君、大江辰則君、伊藤信行君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長より指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中島末博君、小川のち子君、大江辰則君、伊藤信行君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思います。これに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、補充員の順序はただいま議長が指名いたしました順序に決定されました。

日程第15 請願第1号

○議長（末次利男君）

日程第15. 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願についてを議題といたします。

お諮りします。会議規則第37条第2項の規定により、紹介者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、紹介者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。本案につきましては、会議規則第88条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、請願第1号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

日程第16 意見書第2号

○議長（末次利男君）

日程第16. 意見書第2号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第2号につきましては、全議員の提出によるもので内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決します。

意見書第2号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、意見書は原案どおり可決されました。

会議の途中ですけれども、昼食のため、暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

総務常任委員会において、副委員長が辞任されたことに伴い、後任副委員長の互選が行われ、その結果、総務常任委員会副委員長に所賀廣君が互選された旨、報告がありました。

以上で報告を終わります。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔追加議案配付〕

○議長（末次利男君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第17 川下武則君の議会運営委員の辞任について

○議長（末次利男君）

日程第17. 川下武則君の議会運営委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、川下武則君は除席の対象となりますので、退場を求めます。

〔川下武則議員退場〕

○議長（末次利男君）

去る6月13日、川下武則君から諸般の理由により議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、川下武則君の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔川下武則議員入場〕

日程第18 議会運営委員の欠員補充の選任について

○議長（末次利男君）

日程第18. 議会運営委員の欠員補充の選任についてを議題といたします。

本件は、川下武則君の辞任に伴い、議会運営委員会において定数の欠員が生じたことから、太良町議会委員会条例第6条第1項の規定により、所賀廣君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、所賀廣君を議会運営委員に補充選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時34分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において副委員長の互選が行われ、その結果、副委員長に所賀廣君が互選された旨、報告がありました。

以上、報告を終わります。

この際申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言について、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを御承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、各条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもちまして平成24年第2回太良町議会定例会第2回を閉会いたします。お疲れでございました。

午後1時41分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 平古場 公 子

署名議員 牟 田 則 雄

署名議員 川 下 武 則